

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(商工経営支援課)

一

告 示

○特定計量器の定期検査の実施

(産業立地推進課)

一

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく

(農林水産経営支援課)

一

○県営土地改良事業計画の縦覧

(農村振興課)

四

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

(農村整備課)

五

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

五

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(情報システム課)

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(警察本部会計課)

六

教 育 委 員 会

○教育委員会定例会の開催

六

公 安 委 員 会

○外国人登録法の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則

六

規 則

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

○宮城県規則第五十六号

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則(平成二十一年宮城県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中、「又は外国人登録原票の写し」を削る。

様式第二号中、「又は外国(破産調書の写し)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則の規定による様式第一号は、当分の間、改正後の宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第五百六十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十四年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十四年八月二十七日	丸森町 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	丸森まちづくりセンター
八月二十八日	丸森町 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	丸森まちづくりセンター
八月二十九日	山元町 全 域	午前十時から 午後三時まで	山元町役場仮庁舎西側 公用車庫

○宮城県告示第五百六十八号

平成十九年宮城県告示第百十八号（漁業従事者補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の部を次のように改正し、平成二十四年七月六日から施行する。

平成二十四年七月六日

宮城県知事 佐 井 肇 規

宮城県漁業協同組合連合会 代表理事 佐 井 肇 規

気仙沼市区域 協同組合 （宮城県漁業支所の地区）	総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	気仙沼市区域 協同組合 （宮城県漁業支所の地区）
	総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、上欄に掲げる漁業以外の漁業	
	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業	
	小型定置漁業	
	大型定置漁業	
気仙沼市区域 協同組合 （宮城県漁業支所の地区）	総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	気仙沼市区域 協同組合 （宮城県漁業支所、及び気仙沼、遠洋漁業協同組合の地区）
	総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、上欄に掲げる漁業以外の漁業	
	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業	
	小型定置漁業	
	大型定置漁業	
本吉町区域 協同組合 （宮城県漁業支所の地区）	総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	本吉町区域 協同組合 （宮城県漁業支所の地区）
	総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、上欄に掲げる漁業以外の漁業	
	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業	
	小型定置漁業	
	大型定置漁業	

<p>気仙沼市及び本吉町区域 (気仙沼漁業協同組合の地区及び宮城県漁業支所の地区のうち旧大谷村の区域)</p>	<p>大型定置漁業</p>	<p>総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、上欄に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p>
<p>南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の地区のうち泊浜二区、石馬場、中山、名足、石浜、田ノ浦を除く区域)</p>	<p>小型定置漁業</p> <p>大型定置漁業</p>	<p>総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、上欄に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p>
<p>南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の地区のうち泊浜二区、石馬場、中山、名足、石浜、田ノ浦を除く区域)</p>	<p>小型定置漁業</p> <p>大型定置漁業</p>	<p>総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、上欄に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p>
<p>南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の地区のうち志津川支所の区域)</p>	<p>小型定置漁業</p> <p>大型定置漁業</p>	<p>総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、上欄に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p>
<p>南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の地区のうち志津川支所の区域のうち戸倉の区域)</p>	<p>大型定置漁業</p>	<p>総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、上欄に掲げる漁業以外の漁業</p>
<p>気仙沼市、本吉町及び南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の地区のうち大谷村の区域)</p>	<p>小型定置漁業</p> <p>大型定置漁業</p>	<p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p>
<p>気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合の地区のうち大島の区域)</p>	<p>小型定置漁業</p> <p>大型定置漁業</p>	<p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p>
<p>気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合の地区のうち鹿折の区域)</p>	<p>小型定置漁業</p>	<p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p>
<p>気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合の地区のうち松岩の区域)</p>	<p>小型定置漁業</p>	<p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p>

<p>気仙沼市区域協同組合 (宮城県漁業支所の地区のうち階上の区域)</p> <p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>小型定置漁業</p>	<p>浜ノ浦の区域)</p> <p>小型定置漁業</p> <p>大型定置漁業</p> <p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>小型定置漁業</p> <p>大型定置漁業</p>
<p>気仙沼市区域協同組合 (気仙沼漁業支所の地区)</p> <p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>小型定置漁業</p> <p>大型定置漁業</p>	<p>南三陸町区域協同組合 (宮城県漁業支所の地区のうち泊浜一区、泊浜二区、馬場、中山、名足、石浜、田ノ浦を除く区域)</p> <p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>小型定置漁業</p> <p>大型定置漁業</p>
<p>気仙沼市区域協同組合 (宮城県漁業支所、及び気仙沼遠洋漁業協同組合の地区)</p> <p>総トン数20トン以上100トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p>	<p>南三陸町区域協同組合 (宮城県漁業支所の地区のうち志津川の区域)</p> <p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>小型定置漁業</p> <p>大型定置漁業</p>
<p>本吉町区域協同組合 (宮城県漁業支所の地区のうち旧大谷村の地区)</p> <p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>小型定置漁業</p>	<p>南三陸町区域協同組合 (宮城県漁業支所の地区のうち志津川の区域)</p> <p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>小型定置漁業</p> <p>大型定置漁業</p>
<p>本吉町区域協同組合 (宮城県漁業支所の地区のうち旧小泉村の地区)</p> <p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>小型定置漁業</p> <p>大型定置漁業</p>	<p>気仙沼市、本吉町及び南三陸町区域協同組合 (宮城県漁業支所の地区のうち大谷村、大谷支所、大谷本吉支所、歌津支所及び志津川支所の地区)</p> <p>総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p>
<p>南三陸町区域協同組合 (宮城県漁業支所の地区のうち泊浜一区、泊浜二区、馬場、中山、名足、石浜)</p> <p>総トン数10トン未満の漁船により行う漁業</p> <p>総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業</p>	<p>〇卸資額加算額千四百六十七円</p> <p>名称No.</p> <p>名称No.1 名称No.2 名称No.3 名称No.4 名称No.5 名称No.6 名称No.7 名称No.8 名称No.9 名称No.10 名称No.11 名称No.12 名称No.13 名称No.14 名称No.15 名称No.16 名称No.17 名称No.18 名称No.19 名称No.20 名称No.21 名称No.22 名称No.23 名称No.24 名称No.25 名称No.26 名称No.27 名称No.28 名称No.29 名称No.30 名称No.31 名称No.32 名称No.33 名称No.34 名称No.35 名称No.36 名称No.37 名称No.38 名称No.39 名称No.40 名称No.41 名称No.42 名称No.43 名称No.44 名称No.45 名称No.46 名称No.47 名称No.48 名称No.49 名称No.50 名称No.51 名称No.52 名称No.53 名称No.54 名称No.55 名称No.56 名称No.57 名称No.58 名称No.59 名称No.60 名称No.61 名称No.62 名称No.63 名称No.64 名称No.65 名称No.66 名称No.67 名称No.68 名称No.69 名称No.70 名称No.71 名称No.72 名称No.73 名称No.74 名称No.75 名称No.76 名称No.77 名称No.78 名称No.79 名称No.80 名称No.81 名称No.82 名称No.83 名称No.84 名称No.85 名称No.86 名称No.87 名称No.88 名称No.89 名称No.90 名称No.91 名称No.92 名称No.93 名称No.94 名称No.95 名称No.96 名称No.97 名称No.98 名称No.99 名称No.100</p>

ロ

1

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年八月六日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市豊里総合支所

○宮城県告示第五百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業松島東部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年七月九日から平成二十四年八月七日まで

三 縦覧場所

松島町役場

○宮城県告示第五百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十四年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十四年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 みやぎハイパーウェブ保守監視業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十四年六月二十日

四 落札者の名称及び所在地 NECフィールディング株式会社 東京都港区三田一丁目四番二十八号

五 落札金額 一千五百九十六万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十四年五月十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十四年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察本部交通管制システム上位装置賃借一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十四年六月六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東京センチュリーリース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町三丁目一番一号

五 落札金額 一億二千三百七十一万八千一百四拾円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十四年四月二十四日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年七月六日

宮城県教育委員会

委員長 勅使瓦 正 樹

一 日時 平成二十四年七月十三日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

1 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について

2 職員的人事について

3 学校教職員人事異動方針の改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二二・三六一一）

公安委員会

○宮城県公安委員会第四号

外国人登録法の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

外国人登録法の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則

(宮城県警察組織規則の一部改正)

第1条 宮城県警察組織規則(昭和37年宮城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第9条外事課の項第2号アを削り、同号イ中「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」の次に「及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成3年法律第71号)」を加え、同号イを同号アとし、同号ウからキまでを同号イからカまでとする。

(青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則(平成14年宮城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(日本の国籍を有しない者)にあっては、外国人登録証明書。以下同じ。」を削る。

様式第1号及び様式第3号中「(日本の国籍を有しない者)にあっては、外国人登録証明書。以下同じ。」を削る。

(飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則(平成14年宮城県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「(外国人)にあっては、外国人登録証明書の写し」を削る。
(宮城県道路交通規則の一部改正)

第4条 宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「戸籍抄本又は住民票抄本(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受けない者)にあっては、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条第1項に規定する外国人登録証明書の写し」を「住民票の写し」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。